

# 大網ロータリークラブ

## Club Weekly Bulletin



- クラブ創立：2000年1月13日
- 例会日：水曜日（12：30～13：30）
- 例会場：中部コミュニティセンター  
TEL 0475-73-3337 FAX 0475-73-4360
- 事務所：〒299-3251  
大網白里市大網450-6 ユアサビル2階  
TEL 0475-70-0200 FAX 0475-70-0220
- 会長：小高 徹 幹事：高山 義則
- 広報・公共イメージ向上委員会  
委員長 高野 祐二・会報担当 石田 英世

2022年7月27日(水)  
第24巻第4号

通巻第991号

<http://www.oamirotary.com>  
E-mail: rc@oamirotary.com



### 本日の例会

点 鐘 会長 小高 徹  
ソング 我等の生業  
会長挨拶 会長 小高 徹  
幹事報告 幹事 高山 義則  
プログラム  
夜間移動例会 古民家 もちづき

### ニコニコBOX

なし

例会日	7月20日	7月6日
会員数	31	31
出席	16	20
欠席	15	11
M U	0	1
免除	7	4
出席率	74.19	80.65

### 会長挨拶

小高 徹 会長



皆さんこんにちは。  
7月に入りまして暑い日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか。  
コロナがまた、変異し感染拡大の様子が報道されています。十分お身体ご自愛下さい。  
本日、会員卓話「消費税のインボイス制度について」板倉孝雄会員にお話頂きます。  
宜しくお願ひいたします。

さて、7月16日土曜日、規定審議会の報告会が、アパホテル・幕張で開催されました。クラブ会長、幹事は、ZOOMによる参加でした。当日、16時点鐘、17時終了予定でしたが、内容報告、質疑応答に熱が入り17時20分終了しました。以上、ご報告させていただきます。後日、動画はメール配信されると思いますので、また、ご報告させていただきます。以上会長挨拶、規定審議会の報告とさせていただきます。

### 2022年規定審議会 クラブと地区に関連する重要な変更

(括弧内の数字は関連する制定案番号を示しています)

#### 出席

ローターアクター：ローターアクターは、招待されなくてもロータリークラブとロータリー衛星クラブの例会に出席できることが明文化されました（22-84）。  
報告：クラブが地区ガバナーに月次出席報告を提出する義務は廃止されました。（22-85）。

出席規定の免除：次の要件が満たされた場合、会員が出席規定の免除を受けるためにクラブ理事会の承認を必要としないことが明確になりました。「一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告した場合」（22-92）。

#### 奉仕部門

平和：標準ロータリークラブ定款の第三奉仕部門が次のように改正されます：「奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである」。ロータリーのパートナー団体である経済平和研究所は、「積極的平和」を「平和な社会を作り、維持するために必要な行動・姿勢、組織、構成」と定義し、その要素には、「良好なビジネス環境、資源の公平な配分、情報の自由な流通、高レベルな人的資本、他者の人権の受容、低レベルの腐敗／汚職など」が含まれます（22-78）。



## 1. ガバナー事務所夏季休業のご案内

期間：8/11（木・祝）～8月15日（月）

緊急の場合は、下記地区幹事長様宛にご連絡をお願い致します。

2022-23 年度地区幹事長 織田信幸様宛  
携帯 090-3206-2290

## 2. 2022-23 年度地区大会開催のご案内

国際ロータリー第 2790 地区 2022-23 年度地区大会を地区スローガン

「ロータリーの仲間との信頼を繋ぎ、千葉から世界を変えていこう！」を合言葉に、以下の通り開催致します。

【大会第 1 日目】 2022 年 10 月 8 日(土)

会場 ホテル ザ・マンハッタン

〒261-0021 千葉市美浜区ひび野 2-10-1

電話 043-275-1111

登録開始 12 時 30 分 開会点鐘 13 時 00 分

【R I 会長代理歓迎晩餐会】

2022 年 10 月 8 日(土)

会場 ホテル ザ・マンハッタン

〒 261-0021 千葉市美浜区ひび野 2-10-1

電話 043-275-1111

登録開始 16 時 30 分 開会 16 時 45 分

【大会第 2 日目】 2022 年 10 月 9 日(日)

会場 アパホテル&リゾート東京ベイ幕張ホール

〒261-0021 千葉市美浜区ひび野 2-3

電話 043-296-1112

登録開 8 時 30 分 開会点鐘 9 時 30 分

登録申込期間

7 月 1 5 日(金曜日)～8 月 3 1 日(水曜日)

WEB 登録 クラブ専用「報告・登録 URL」

地区大会より登録

## クラブ

訴訟：地区に対して訴訟が起こされたり、訴訟が継続されたりした場合、RI 理事会は、訴訟を起こした／継続したクラブまたはローターアクトクラブ、あるいは訴訟を起こした／継続した会員またはローターアクターを有するクラブまたはローターアクトクラブを、加盟停止または終結する権限が与えられます (22-38)。

クラブ理事会の議事録：理事会のすべての会合後 30 日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにする必要があります (以前は 60 日以内) (22-07)

## クラブ財務

クラブ人頭分担金の増額：よりよい支援をクラブに提供するため、RI 人頭分担金は、2022-23 年度には半年ごとに米貨 35 ドル 50 セント、2023-24 年度には半年ごとに米貨 37 ドル 50 セント、2024-25 年度には半年ごとに米貨 39 ドル 25 セント、2025-26 年度には半年ごとに米貨 41 ドルとなります(22-46)。

## 審議会

立法案：地区は、クラブ提案の立法案と同様の承認手続きによって、規定審議会に制定案を、決議審議会に決議案を提出できるようになりました。地区が提案する制定案と決議案は、地区大会、地区立法案検討会、RIBI 地区審議会、またはガバナーの実施するクラブ投票によって承認を受けなければなりません (22-56)。

採択された決議案：RI 理事会は、決議審議会の終了から 1 年以内に、審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、全地区ガバナーに通知することが義務づけられます (22-69)。

## 地区

ゾーン内のセクション：RI 理事会がゾーン内のセクションを新設、変更、廃止する際にクラブの過半数の承認を必要とするという規定が廃止されました (22-28)。

地区の境界変更：地区の境界の変更基準が変更されたことにより、RI 理事会は、クラブ数が 20 未満またはロータリアン数が 1,100 名未満の地区の境界を変更、またはそれらの地区のクラブを近隣地区に統合、あるいはクラブ数が 100 またはロータリアン数が 5,400 名を上回る地区を分割することができるようになりました (22-72)。

試験的プロジェクト：RI 理事会は、影響を受ける全地区による承認を得ることを条件として、RIBI および／またはオーストラリアとニュージーランドを含むゾーン内のクラブの管理方法として試験的プロジェクトを創設できます (22-71)。

ガバナーの選出：候補者推薦の提出の要請は、指名委員会への推薦の締切日の少なくとも 2 カ月前までに行われなければならないことが明確になりました。また、後継者の選出が既に完了している場合におけるガバナーノミニエとガバナーエレクトの空席を埋めるための手続きが明確になりました (22-61)。

## 会員

公平さとインクルージョン：すべてのロータリークラブとローターアクトクラブが構築に努めるべき「バランスの取れた会員基盤」の定義の一部として、多様性に加えて公平さとインクルージョンが追加されました (22-10)。

所在地域：会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有するという要件が廃止されました (22-13)。

入会候補者：正会員はどのクラブに対しても入会候補者を推薦できるようになりました (22-14)。

衛星クラブ：衛星クラブの会員は一つのスポンサークラブのみの会員である必要はなくなりました (22-15)。

## RI 委員会

ローターアクト：ローターアクターは RI 委員会の委員を務めることができるようになりました (22-18)。

## RI 財務

年次報告書と予算：すべてのクラブとローターアクトクラブは、RI の年次報告書と予算を RI ウェブサイトから入手できるものとするのが規定されました (22-54)。

## RI 役員

RI 理事：RI 理事および理事指名委員会委員の資格条件から、ロータリー研究会と国際大会への出席という条件が削除されました (22-21)。

元役員という立場：RI 理事会は、そのような決定が下されるべきではない理由を元役員が述べる聴聞の機会を与えた後で、ロータリアンの元役員身分を剥奪する権限が与えられます (22-27)。

# インボイス制度（適格請求書等保存方式）について



## 1. 消費税の課税（事業者が事業として有償で行われる取引に課税）

課税	商品・製品の販売による消費税	→	物品に対する課税・消費税
	役務・サービスの提供による消費税	→	役務等に対する課税・消費税

## 2. 物品による消費税の流れ

$$\text{納付する消費税額} = \text{課される売上の消費税額} - \text{課される仕入・経費の消費税額} \text{㉔}$$

$$\text{未払消費税} = \text{仮受消費税} - \text{仮払消費税} \quad (\text{会計用語})$$

※インボイスは、消費税計算の仕入・経費の税額控除の納税証明となるもの 大事！

(10% 消費税の 場合)	生産	小売等	消費者 (一般 事業者)	
	売上金額	→ 売上金額	→ 購入金額	
	77,000	110,000	110,000	消費税額の計算
	内消費税 (7,000)	(10,000)	(10,000)	10%の場合 税込価額 × (10/110)
	仕入金額		消費税額の計算	参考
	77,000		軽減税率 8%の場合 税込価額 × (8/108)	
	内消費税 (7,000)			

※インボイスの適用 現状→消費税額を割戻計算により算出

納付額	7,000	+	3,000	=	10,000
	生産者納税		小売納税		

## 3. 消費税の納付（事業者別：法人事業と個人事業）

- ① **本則課税の事業者** → インボイス制度の申請：登録番号の取得  
 計算1  $\text{納付する消費税額} = \text{売上の消費税額} - \text{仕入・経費の消費税額 (仕入税額控除)}$   
 ※ 課税される売上が1,000万円超の課税期間に対応 ㉔簡易課税選択事業者を除く  
 ※ 売上先・得意先にインボイスが記載された請求書等の発行、または呈示をします。  
 ※ 仕入・経費の消費税につき、インボイス制度の登録・適用の有無をチェックする必要があります。
- ② **簡易課税を選択した事業者** → インボイス制度の申請：登録番号の取得  
 計算2  $\text{納付する消費税額} = \text{売上の消費税} - (\text{売上の消費税} \times \text{一定のみなし仕入率})$   
 ※ 課税される売上が5,000万円以下の課税期間に対応  
 第1種から第6種に売上区分をして、決められた一定のみなし率を乗じる制度  
 卸売業90%から不動産業40%の6区分によるのみなし仕入率を適用して計算  
 仕入・経費の消費税につき、インボイスのチェックは不要、保存も要しない
- ③ ☆ **免税の事業者** → インボイス制度の適用・導入を検討 → 判断・見極め  
 売上：課税売上金額が1000万円以下の事業者の方 → 申請しない 申告と納税がない  
 買手が仕入税額控除できない！ 但し経過措置あり → 申請を選択 申告・納税が発生  
 簡易課税制度の選択？

登録申請書の  
締切日

**令和5年3月31日迄**

困難な事情がある  
9月30日まで

↓書面の提出で1月後

登録番号の取得  
適格請求書  
発行  
公表サイト  
請求書等に記載 OK

インボイスの  
導入開始日

**令和5年10月1日から**

## 4. インボイス制度

消費税の仕入税額控除の方式として、「適格請求書等（インボイス）保存方式」	
この制度では、法定事項が記載された「適格請求書」と「帳簿」を保存することにより、 <b>仕入税額控除を適用</b> することができる。	益税問題の解消
売手側が、買手に対して <b>正確な適用税率や消費税額等を伝える「納税証明」</b> であり	
登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書、領収書等。	
複数税率に対応したものとして開始される仕入税額控除の方式。	

## 5. 適格請求書（インボイス）の記載事項 <記載事項の間違いは再発行>

※ 請求書、納品書、領収書、レシート等、その他の名称を問わず記載事項を満たせばOK

適格請求書の記載事項

①	適格請求書発行事業者の氏名・名称及び登録番号	名称 登録番号
②	課税事業者の譲渡等を行った年月日	取引年月日
③	課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減税率の対象にはその旨）	内容
④	税率ごとに区分した対価の額（税込・税抜）及び適用税率	適用税率
⑤	税率ごとに区分した消費税額等（消費税額と地方消費税額の合計額）	消費税額
⑥	書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	取引先の名称

個人の場合は屋号も可

④ 飲食店業等では省略も可  
(簡易インボイス)

一例

(請求書等)

(有)△△商事 様 ⑥取引先名称 ○○商店 (株) ①名称  
1月分 12,080 円 登録番号 T 1234567 8 9012 3 ②登録番号

請求日 令和 年 月 日

日付	品名 商品名 工事名など	金額
1月10日	タオル セット 10個	11,000円
1月16日	リンゴジュース 5本 ※	1,080円
	③内容 合計	12,080円
	うち消費税	1,080円
④適用	8%対象 1,000円	消費税 80円
税率区分	10%対象 10,000円	消費税 1,000円
	③内容 ※ 軽減税率対象品	⑤税率区分の消費税額

13桁 法人の登録番号  
T + 法人番号

個人の登録番号  
T + 13桁の数字

端数処理は、請求書単位で税率の異なるごとに1回

6. インボイス制度への対応

<注意事項>

目的： インボイス制度の効果は、消費税額等が記載され、転嫁しやすく納税額が増大する

準備： 請求書・領収書等にインボイス登録番号の記入・消費税額等の記入。レジ印字追加・ゴム印等の準備を要します

業務： 課税事業者は課税仕入先のインボイスのチェック：インボイス書類の保存が必要です (保存は7年と2か月)

☆ 課税事業者は、免税事業者からの「仕入れ等」に留意する

① 本則課税の事業者は、免税業者の6年間の経過措置に注意

7. 経過措置 参照

☆ 免税事業者が課税事業者を選択

課税売上高が5000万円以下の事業者は簡易課税制度の選択を検討します。

納税の減額 ⑧高額資産の購入

★ 免税業者でもインボイス制度の取引の影響が生じない場合

① 売上先が事業をしていない消費者あるいは免税事業者である場合 →

塾、とこや、パチンコ店  
居住用アパート賃貸など

② 売上先の全事業者が簡易課税制度の選択適用している場合

☆ 免税業者でも取引の影響が生じる場合 売上先からの締め付け予想 →

事業用不動産賃貸

② 消費税額相当の値引き？ 取引の中止！

違反行為

③ 優位的地位の濫用

7. 経過措置

インボイスの登録番号が無い仕入税額控除について → 令和5年10月1日から経過措置の適用があります。

免税事業者

80%適用 → 3年間 50%適用 → 3年間 0%適用 → 令和11年10月から

※ インボイス制度実施後6年間だけ経過措置あります。

経過措置の延長見直し？

8. インボイスの交付義務の免除

公共交通機関、自動販売機 郵便

古物・質屋/通勤手当、日当、出張手当など

9. 関連法規

(優位的地位の濫用)

公正取引委員会・独占禁止法・建設業法・下請法

10. 罰則

厳罰！